

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 事業を行う器（事業体）の比較

事業を行うにあたっては、その目的や出資者間の関係等を考慮し、最適な器（事業体）を選択していきます。

名称	株式会社	合同会社 (LLC)	一般社団・ 財団法人	任意組合	有限責任事業 組合 (LLP)
根 拠 法	会社法		一般社団法人及 び一般財団に関 する法律	民法	有限責任事業組合 契約
法人格の有無	有			無	
事 業 目 的	営利目的のみ		営利・非営利問わない		
機関等 の比較	(原則)業務執行者 ≠出資者 取締役(取締役会) の過半数で決す る 定款変更、合併 等は、株主総会 で決議	(業務執行者) =出資者 出資者の過半 数で決する (別途、業務執 行者を定める ことも可能)	(業務執行者) ≠出資者 理事(理事会) の過半数で決 する 定款変更、合 併等は、社員 総会・評議員 会で決議	(業務執行者) =出資者 出資者の過半 数で決する 別途、業務執行 者を選定した場 合は、業務執行 者の過半数で決 する	(業務執行者) =出資者 出資者の過半 数で決する 重要な財産の処 分及び譲受け、 多額の借財は出 資者全員の同意 が必要
財産の帰属	法人に帰属			出資者の共有(合有)	
課 税 方 法	法人課税			パス・スルー課税 (各出資者の損益として課税)	
出資者の責任	有限責任		持分なし	無限責任	有限責任
議 決 権	(原則)1株につき 1議決権 (特例)無議決権等 の設計可能	1名につき1議決権			
剰 余 金 の 分 配	(原則)出資割合に基づき分配 (特例)定款により、分配割合 の設計可能		不可	(原則)出資割合により、各出資者 に損益帰属 (特例)契約により、出資割合以外 の分配割合の定め可能	
持 分 譲 渡	(原則)譲渡自由 (特例)譲渡制限設 計可能	(原則) 出資者全員の 同意が必要	持分なし	出資者全員の同意が必要	

お見逃しなく！

- ・ 一般社団・財団法人は、出資者に財産権がありません。
- ・ 合同会社・任意組合・有限責任事業組合は、出資者への分配割合を任意に定められますが、その分配割合に合理的な理由がない場合には、出資者間で贈与の問題が生じます。